

鎌幼保第1169号

令和3年9月10日

保護者 各位

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言の発令に伴う登園自粛要請及び自粛依頼期間中の  
保育料等の減免について

国から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、保育所は原則開所との国の通知を踏まえ、保育施設における感染拡大防止対策を徹底した上で、保護者様にも感染対策についてご協力をお願いしてまいりました。

しかしながら、同宣言後も新型コロナウイルス感染症の感染が増加し、また子どもの感染も広がっている中、緊急事態宣言が9月30日まで再延長となったところです。

このような状況を踏まえ、施設内における感染リスク軽減により感染拡大防止を図るため、本市では保護者様の更なるご協力をいただきたく、下記のとおり令和3年9月13日(月)から緊急事態宣言の期間終了まで、登園を自粛していただいた方について、保育料等を減免することとしましたので、家庭保育へのご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 保育料等の減免期間

令和3年9月13日(月)から緊急事態宣言の期間終了まで

#### 2 減免方法

減免期間内に登園を自粛した日数分について、3歳未満児の保育料及び公立保育園の3歳以上児の副食費を日割りにより減免いたします。

\*原則として一度決定済の保育料等をお支払いいただき、後日児童ごとに登園自粛した日数を市が把握し、市から保護者様に返金(小規模保育事業は各施設から)します。

\*民間保育所の副食費については、各事業者様にお問い合わせください。

#### 3 その他

令和3年8月分以降の保育料等について、保健所から新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者と特定された児童を対象に、保健所から指定された自宅療養・待機期間の保育料等を減免いたします。

8月分については、遡って還付いたします。対象者には別途通知いたします。

※このお知らせは、鎌ヶ谷市にお住まいの保護者様向けのものです。

鎌ヶ谷市外にお住まいの方は、お住まいの自治体までお問い合わせください。

問い合わせ先：鎌ヶ谷市幼児保育課 047-445-1363